

越谷市火災予防条例の一部を改正する条例

越谷市火災予防条例（昭和37年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第29条の5第3号中「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同条第4号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め、同条第5号中「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改める。

第37条の2の次に次の1条を加える。

（個室型店舗の避難管理）

第37条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第5条第2項第1号に規定する店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。）、漫画喫茶（同号に規定する店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。）、テレフォンクラブ（同項第2号に規定する店舗をいう。）、個室ビデオ（同項第3号に規定する興行場をいう。）その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗（以下「個室型店舗」という。）の関係者は、避難通路に面して設ける遊興の用に供する個室の戸（外開きの戸に限る。）については、開放した場合において自動的に閉鎖するものとすることにより、避難上有効に管理しなければならない。ただし、当該個室の戸を開放した場合においても避難通路の幅員を十分に確保できる場合その他避難上支障がないと認められる場合については、この限りでない。

第42条中「又はディスコ等」を「、ディスコ等又は個室型店舗」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条の5の改正規定 公布の日

(2) 第37条の2の次に1条を加える改正規定及び第42条の改正規定並びに次項の規定 平成22年10月1日

(3) 第8条の3の改正規定及び附則第3項の規定 平成22年12月1日

(固体酸化物型燃料電池による発電設備の基準に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている固体酸化物型燃料電池による発電設備のうち、改正後の第8条の3の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

(個室型店舗の避難管理に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗が改正後の第37条の3の規定に適合しないときは、当該個室型店舗については、同条の規定は、平成23年9月30日までの間は、適用しない。